

令和7年度

業務年報

人事院東北事務局

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等を使命としています。

人事院東北事務局は、全国に9箇所ある地方事務局（所）の一つとして東北6県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）を管轄区域とし、国家公務員採用試験、各府省地方機関の研修、勤務条件に関する各種調査、任用・給与・服務・勤務時間・休暇などに関する指導、職員団体との会見等の業務を行っています。

この業務年報は、当事務局が令和7年度に実施した業務の概況を取りまとめたものです。人事関係業務の参考としていただければ幸いに存じます。

当事務局業務の運営につきまして、関係各位の御理解と御協力に改めて感謝いたしますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

人事院東北事務局長

森川 武

目 次

人事院東北事務局の管轄区域の概況	1
東北事務局のこの1年の主な動き	2
I 任 用	
1 採用試験等の実施	3
2 人材確保	5
3 任用状況調査	8
4 任用制度の運用	9
II 研 修	
1 研修実施概況	11
2 地方機関職員研修連絡会議	14
III 給 与	
1 給与勧告制度	15
2 給与制度説明会	15
3 給与簿監査	16
IV 生涯設計	
1 生涯設計セミナー	17
V 勤務時間、健康安全、災害補償	
1 勤務時間・休暇制度等運用状況調査	18
2 健康安全	18
3 ハラスメント防止対策	20
4 災害補償実施状況監査	21

VI	服務、倫理	
1	服務制度等説明会	22
VII	職員団体	
1	職員団体の登録	23
2	職員団体との会見	23
3	人事院勧告等説明会	23
4	職員団体制度説明会	23
VIII	公平審査	
1	公平審査	24
2	苦情相談	25
IX	各界との意見交換等	
1	公務員問題懇話会	26
2	企業経営者等との意見交換	26
3	各府省管区機関等からの要望等	27
4	東北地区人事担当課長会議	27
	参考資料	28
	【参考資料1】国家公務員採用試験申込者数の推移	
	【参考資料2】令和7年度国家公務員採用試験実施結果	
	【参考資料3】人事院の機構図	
	【参考資料4】東北事務局の組織及び事務分掌	

人事院東北事務局の管轄区域の概況



【管轄区域】

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の6県

【管轄区域の面積】

約66,948km²（対全国比17.7%）※1

【管轄区域の人口】

約821万人（対全国比6.6%）※2

※1 国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」

※2 総務省統計局「人口推計（令和6年10月1日現在）」

管轄区域内の一般職国家公務員在職者数（令7.1.15現在）

職員の区分	管内 (人)	全国 (人)	全国比 (%)
(1) 給与法職員	17,565	277,036	6.3
(2) 任期付職員	235	2,401	9.8
(3) 任期付研究員	0	192	0.0
(4) 検察官	135	2,782	4.9
合計	17,935	282,411	6.4
(5) 行政執行法人職員	—	6,980	—

（令和6年度における一般職の国家公務員の任用状況調査）

注）行政執行法人職員については全国集計のみ

- ・管轄区域内の府省別在職者数は給与法職員及び任期付職員の計
- ・臨時的任用の職員、常勤労務者及び非常勤職員は含まれない

- (1) 「給与法職員」とは、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員をいう。ただし、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条の規定により採用された職員は含まれない。
- (2) 「任期付職員」とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (3) 「任期付研究員」とは、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (4) 「検察官」とは、「検察官の俸給等に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (5) 「行政執行法人職員」とは、「独立行政法人通則法」第2条第4項に規定する行政執行法人に属する職員をいう。

管轄区域内の府省別在職者数

府省名	在職者 (人)	割合 (%)
人事院	15	0.1
内閣府	494	2.8
復興庁	69	0.4
総務省	175	1.0
法務省	3,629	20.4
財務省	3,598	20.2
厚生労働省	2,355	13.2
農林水産省	2,134	12.0
経済産業省	225	1.3
国土交通省	4,627	26.0
環境省	479	2.7
計	17,800	100.1

注1) 府省名に係る在職者数には、外局等に所属する職員を含む。

注2) 各割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100%にならない場合がある。

東北事務局のこの1年の主な動き

		総務課（総務・職員企画・研修）	第一課（給与・公平勤務）	第二課（任用・試験）
第1 四半期	4 月	8～9 新採用職員研修 30 人事担当課長会議（書面開催）	23～ 職種別民間給与実態調査 6/13	13 総合職（院卒・大卒）2次試験（筆記） 24～25 総合職（大卒）2次試験（人物）
	5 月	21～23 女性職員のためのキャリア支援研修		23 任用担当官会議 30 総合職（院卒・大卒）最終合格発表
	6 月	18～20 中堅係員研修① 24 公務員問題懇話会		1 一般職（大卒）1次試験 13～25 一般職（高卒）等受付 25 一般職（大卒）1次合格発表 30 官庁合同業務説明会（一般職（大卒））
第2 四半期	7 月	28 マネジメント能力向上研修	16～31 安全対策講習会 29 勤務時間・休暇制度等説明会	9～18 一般職（大卒）2次試験（人物） 28～ 経験者受付 8/18
	8 月	8 人事院勧告等説明会 27 キャリア支援研修20 28 キャリア支援研修30	20～22 給与実務担当者説明会 （諸手当・支給関係）	1～25 総合職（教養区分）受付 12 一般職（大卒）最終合格発表
	9 月	10～12 係長級研修①	18～19 給与実務担当者説明会（俸給関係）	7 一般職（高卒）等1次試験
第3 四半期	10 月	1～3 中堅係員研修②		5 総合職（教養）、経験者1次試験 9 一般職（高卒）等1次合格発表 15～23 一般職（高卒）2次試験（人物） 22 総合職（教養）1次合格発表 31 経験者1次合格発表
	11 月	11～12 課長級研修	25 苦情相談員・ハラスメント相談員セ ミナー 26 ハラスメント防止講演会 苦情相談・ハラスメント防止に関す る管区機関等連絡会議 28 生涯設計セミナー40	1 公務研究セミナー 18 一般職（高卒）等最終合格発表 下旬～ 経験者最終合格発表 12/下旬
	12 月	9～11 係長級研修②		16 大学懇談会 18 総合職（教養）最終合格発表
第4 四半期	1 月	14～16 課長補佐級研修 28～29 管内視察（秋田刑務所、秋田空港・ 航空路監視レーダー事務所）	22～23 生涯設計セミナー50 ① 30 介護に関するセミナー	
	2 月	12 メンター養成研修 17 東北OPENゼミ（オンライン） 19 国家公務員合同業務セミナー 20 東北OPENゼミ（オンライン） 27 東北OPENゼミ（対面）	12～13 生涯設計セミナー50 ② 26 手当制度説明会	2～24 総合職（院卒・大卒）受付 16～27 東北OPENゼミ（2/19を除く） 19 国家公務員合同業務セミナー 19～ 一般職（大卒）受付 3/23
	3 月	10 地方機関職員研修連絡会議		15 総合職（院卒・大卒）1次試験 30 総合職（院卒・大卒）1次合格発表

I 任 用

職員の任用は、成績主義に基づき、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証により行うものとされている。職員の採用は、公開平等の競争試験によることを基本とし、採用後の昇任、転任などについても、この成績主義の原則に基づき、公正に実施し、人事評価の結果を任免に活用することとされている。また、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、職員が一定の事由に該当する場合には、その意に反して免職、降任、休職等の処分を行うことができるとされている。

当事務局では、このような基本原則に基づき、国家公務員採用試験の実施、採用候補者名簿の作成・管理、任用状況調査の実施、任用に関する調査等を行うとともに、これらを通じて任用業務についての助言及び各機関からの意見聴取を行っている。

1 採用試験等の実施

人事院では、令和7年度に、①政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員を採用する総合職試験（院卒者試験及び大卒程度試験の2種類）、②政策の実行やフォローアップなどに関する事務をその職務とする係員を採用する一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験及び社会人試験（係員級）の3種類）、③特定の行政分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務とする係員を採用する専門職試験（国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験等の16種類）、④民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を係長以上の官職へ採用する経験者採用試験（7種類）、延べ28種類30回の採用試験を実施した。

このうち、東北管内では、専門職試験（食品衛生監視員）以外の採用試験を実施した。また、今年度より、経験者採用試験の第1次試験について、全国で9試験地を設け、東北管内においても仙台市で実施した。

(1) 採用試験の申込者及び最終合格者

全試験の東北管内における申込者数は5,355人で令和6年度に比べ466人(8.1%)の減少であった。このうち、大学(大学院)卒業程度以上の試験は3,691人で110人(2.9%)の減少、高校卒業程度の試験は1,664人で356人(17.6%)の減少であった。

また、全試験の東北管内における最終合格者数は1,721人で令和6年度に比べ25人(1.5%)の増加であった。このうち、大学(大学院)卒業程度以上の試験は1,175人で78人(7.1%)の増加、高校卒業程度の試験は546人で53人(8.8%)の減少であった。

試験別の申込者数と最終合格者数の状況については、次頁の表1-1のとおりである。(参考資料1及び参考資料2参照)

女性の申込者数と最終合格者数については、全試験の東北管内における申込者数は2,196人で令和6年度と比べ119人(5.1%)の減少であり、管内の申込者数に占める女性の割合は41.0%で令和6年度と比べ1.2ポイントの増加であった。また、最終合格者数は706人で令和6年度と比べ59人(9.1%)の増加であり、管内の最終合格者数に占める女性の割合は41.0%で令和6年度と比べ2.9ポイントの増加であった。

表 1 - 1 東北管内における採用試験別申込者数及び最終合格者数

試験の程度	試験の種類		2025年度(A)		2024年度(B)		(A)-(B)	
			申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
大学(大学院)卒業程度	総合職試験	院卒者試験	人 86	人 44	人 80	人 41	人 6	人 3
		大卒程度試験(教養区分を除く。)	661	59	737	66	△76	△7
		大卒程度試験(教養区分)	167	14	129	19	38	△5
	一般職試験	大卒程度試験*	1,684	739	1,718	695	△34	44
	専門職試験	皇宮護衛官(大卒程度試験)	16	2	18	0	△2	2
		法務省専門職員(人間科学)	134	43	151	61	△17	△18
		財務専門官	127	50	142	25	△15	25
		国税専門官	483	149	550	135	△67	14
		労働基準監督官	201	42	252	49	△51	△7
		航空管制官	13	2	9	2	4	0
		海上保安官	13	4	15	4	△2	0
	経験者採用試験		106	27				
	小計		3,691	1,175	3,801	1,097	△110	78
高等学校卒業程度	一般職試験	高卒者試験*	882	286	1,072	284	△190	2
		社会人試験(係員級)*	2	2	12	0	△10	2
	専門職試験	税務職員*	275	91	242	86	33	5
		皇宮護衛官(高卒程度試験)	13	0	7	0	6	0
		刑務官*	159	60	340	135	△181	△75
		入国警備官	49	17	58	16	△9	1
		航空保安大学校学生	9	5	17	9	△8	△4
		海上保安学校学生(特別)	159	53	168	39	△9	14
		海上保安学校学生	80	23	68	21	12	2
		海上保安大学校学生	19	5	13	6	6	△1
気象大学校学生	17	4	23	3	△6	1		
小計		1,664	546	2,020	599	△356	△53	
合計		5,355	1,721	5,821	1,696	△466	25	

(注) 「試験の種類」欄の*印の付いた試験における人数については、東北地域での採用を希望する者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む。)の数と、全国での採用である技術系及び農学系の区分において東北管内で受験を申し込んだ者の数の和である。

(2) 官庁合同業務説明会(一般職試験(大卒程度試験)第1次試験合格者対象)

一般職試験(大卒程度試験)の第1次試験合格者に対し、各機関の担当者から業務内容や求める人材、仕事のやりがいなどの説明を行い、また、第1次試験合格者からの採用等に関する質問・相談にも対応するため、業務説明会を実施した。参加者数は518人で、「行政東北」区分及び「教養東北」区分の第1次試験合格者、第1次試験を東北管内で受験した技術系区分の第1次試験合格者の合計1,042人の49.7%に相当する人数であった。

実施日	参加者数	説明機関数	会場
7.6.30	518人	42機関	フォレスト仙台

2 人材確保

多様で有為な人材を公務に誘致するため、各府省との連携・協力の下、各種業務説明会を実施するとともに、大学生等を対象とした国家公務員ガイダンスなどを実施した。

(1) 広報活動

人事院は、人事院が試験機関として実施する令和7年度の採用試験全体の施行計画について、前年度の12月25日に官報公告を行い、併せて新聞等の報道機関やインターネットなどを通じて公表した。

当事務局においても、東北管内の大学、短期大学、高等学校、税務署及び各県労働局などに試験の概要やポスター等の募集資料の掲示・配布を依頼するとともに、管内の各地方自治体の広報誌に採用試験日程等の掲載を依頼するなどして周知を図った。

(2) 啓発活動

ア 大学生等を対象とした国家公務員ガイダンス等

参加者の所属大学を限定しない説明会等を計4回オンライン方式で実施した。このうち1回は、宮城県及び仙台市の人事委員会事務局の協力を得て共催イベントとして開催した。

また、大学生協事業連合東北地区が主催する一般職国家公務員合同業務説明会に参加するとともに、東北管内の主な大学が実施する公務員ガイダンス等に参加した。これらのガイダンスにおいて、大学1年生・2年生等を含む学生に対し、公務の魅力や各採用試験の内容、申込・合格状況及び採用に至るまでのポイントなどについて説明を行った。



イベントチラシ例

イベント名	実施日	参加者数
国及び地方自治体の若手職員による トークセッション※ (宮城県及び仙台市の協力を得て実施)	7. 6. 19	230人
大学生協事業連合東北地区主催 「国家公務員一般職合同業務説明会」※	7. 8. 6	83人
国家公務員WEB制度説明会※	7. 11. 21	103人
福島大学2027業界研究・インターンシップフェア★	7. 11. 24	延べ32人
東北地区・国家公務員版「質問コーナー」※	7. 12. 12	66人
国家公務員のリアルを語る ～本音のしごと～※	8. 1. 15 8. 1. 16	延べ120人
東北大学「公務員として働くー 国家公務員・地方公務員の働き方」	オンデマンド 方式	-
東北大学「公務員・教員・独立行政法人等 業務説明会」(個別相談ブースとして参加)★	8. 2. 6	7人

大学生協事業連合東北地区主催 「国家公務員試験（総合職・一般職）教養区分制度 説明会」※	8. 2. 12	33人
福島大学生協「公務員合同業務説明会」	8. 2. 16	12人

- (注) 1 ※印のイベントは、参加者の所属大学等を限定しないもの。
2 ★印のイベントは、対面方式による実施。
3 参加者数について、複数の機関が別個に説明を行うようなイベントにおいては
人事院東北事務局が参加した枠（時間）における参加者数を記載している。

イ 公務研究セミナー

公務に関心のある学生等を主な対象とし、本府省の人事担当者等が業務内容、直面する政策課題、仕事のやりがいなどを説明することにより、学生の就業意識や職業観の育成を図り、公務に関心を持ってもらうことを目的として実施した。

実施日	参加者数	参加府省数	会場
7. 11. 1	157人	32府省庁	フォレスト仙台

ウ 国家公務員合同業務セミナー

国家公務員を志望する学生等を対象とし、東北管内の機関の採用担当者等がそれぞれの業務内容、仕事のやりがいなどについて情報提供を行い、学生等からの採用等に関する質問・相談にも対応するための説明会を実施した。

実施日	参加者数	参加府省数	会場
8. 2. 19	245人	36機関	フォレスト仙台

エ 東北OPENゼミ

公務に関心を持つ学生等を対象とし、東北管内各機関での職場見学や若手職員との懇談などを通じ、公務への理解と関心を高めてもらうことを目的として、対面方式・オンライン方式併用により実施した。

実施日	参加者数	参加機関数
8. 2. 16～8. 2. 27 (2. 19を除く)	延べ879人	52機関

啓発活動での説明風景

(公務研究セミナー)



(国家公務員合同業務セミナー)



(3) 大学懇談会

国家公務員採用試験に関する様々な情報を提供するとともに、大学生の就職動向や公務員試験の在り方などについて意見交換をするため、東北管内7大学の就職担当課長等との懇談会をオンライン方式により実施した。

実施日	参加大学
7.12.16	弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学、東北学院大学

(4) 官庁ガイドの作成

公務職場の魅力を受験対象者に分かりやすく伝えるため、主に東北管内に所在する国の機関の業務内容や当該機関で働く職員からのメッセージを紹介したパンフレット（官庁ガイド）を作成し、各大学等に学生・生徒の閲覧用として送付するとともに、啓発活動における各種イベント等で配布した。



2026 年度版

(5) 国家公務員募集PR動画及び技術系職員インタビュー記事の制作

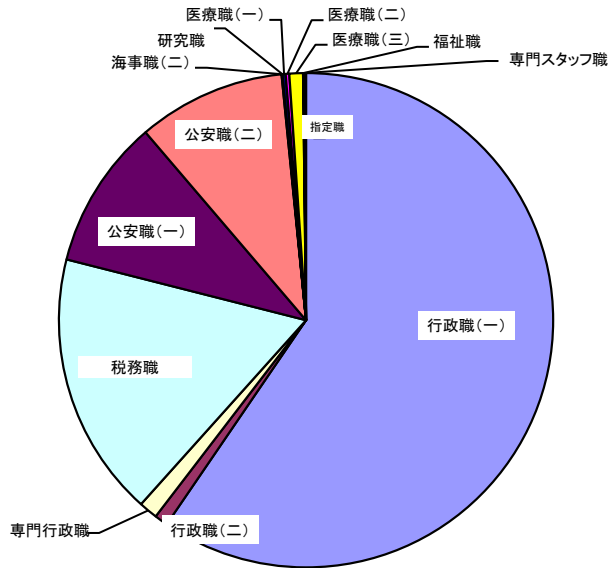
これから社会を担う若年層において、国家公務員の仕事に対するイメージと実態の間にギャップが存在し、就職先として国家公務員を選択しない一因となっている。こうしたイメージと実態とのギャップを埋めるため、国家公務員として働くやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状など公務の魅力を発信するため東北事務局ホームページの充実を図ることを目的として、国家公務員募集PR動画及び技術系職員のインタビュー記事を制作した。



3 任用状況調査

一般職の国家公務員の任用の実態を把握するため、毎年、各機関の協力を得て、任用状況調査を実施している。この調査結果によると、図1-1のとおり令和7年1月15日現在、東北管内の給与法適用職員は17,565人(前年比73人減少)であった。構成比を男女別に見ると、男性77.5% (13,613人)、女性22.5% (3,952人) となっている。

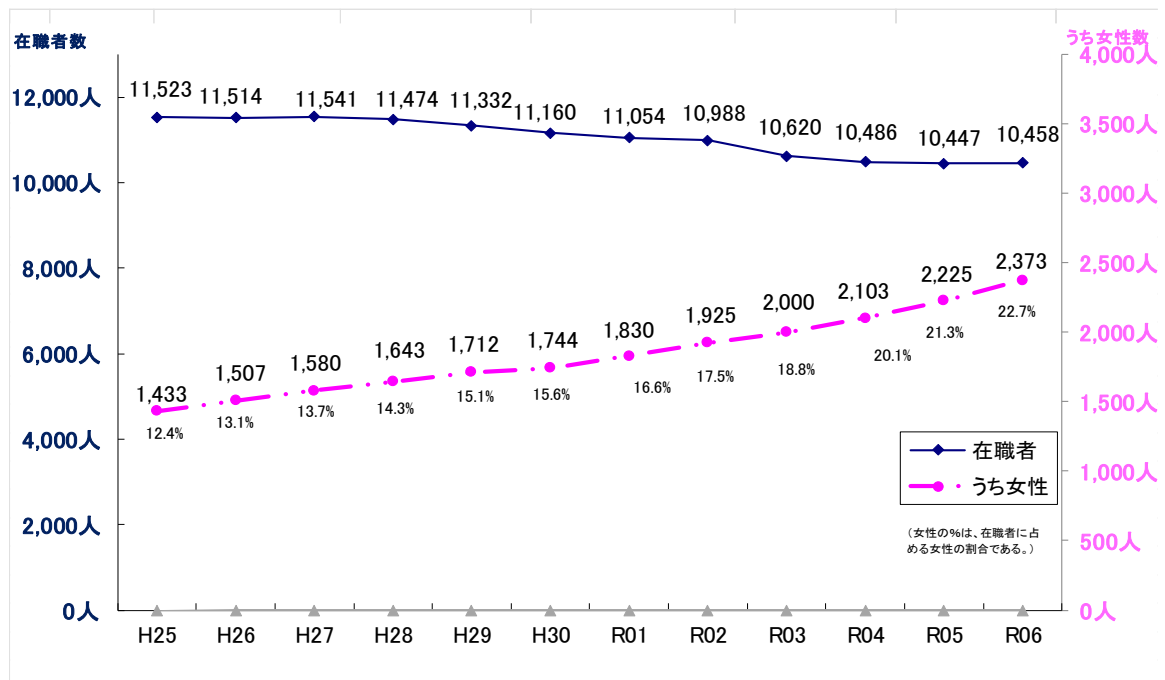
図1-1 東北管内給与法適用職員俸給表別在職者数(令7.1.15 現在)



俸給表	在職者	割合(%)
行政職(一)	10,458	59.5
行政職(二)	153	0.9
専門行政職	216	1.2
税務職	3,042	17.3
公安職(一)	1,720	9.8
公安職(二)	1,698	9.7
海事職(二)	10	0.1
研究職	1	0.0
医療職(一)	36	0.2
医療職(二)	41	0.2
医療職(三)	156	0.9
福祉職	6	0.0
専門スタッフ職	3	0.0
指定職	25	0.1
計	17,565	99.9

注) 各割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100%にならない場合がある。

図1-2 東北管内年度別在職状況(行政職(一))



4 任用制度の運用

(1) 任用に関する調査

任用関係法規の運用状況を調査し、必要に応じて指導・助言を行い、制度の適正な運用を確保するとともに、併せて、各府省等における職員の任免、分限、国際機関等への派遣等の実態を調査し、これらに関する現行諸制度についての意見等を聴取することによって、今後の任用制度及び運用の改善に資することを目的として、東北管内の3機関を対象として「任用に関する調査」を実施した。

その結果、全体的におおむね良好に処理されていると認められたものの、適当でないと認められる事例のあった一部の機関に対し、適切な措置を講じるよう指導・助言を行った。

(2) 任用担当官会議

東北管内の各機関の任用担当者に対して、一般職試験（大卒程度試験）や一般職試験（高卒者試験）の採用等の状況、採用手続に関する留意事項及び人材確保活動の実施計画等を周知する会議をオンライン方式により実施した。

実施日	参加者数	参加機関
7.5.23	63人	44機関

(3) 採用候補者名簿からの採用状況

令和7年度に実施した東北管内の各地域試験（採用試験のうち地域ごとに行われている試験）の合格者を記載した「東北地域採用候補者名簿」からの採用状況等は、表1-2のとおりとなっている。

表 1 - 2 令和 7 年度東北地域採用候補者名簿

採用候補者名簿		名簿作成日	名簿 記載者数	採用・ 内定者数	辞退・無 応答者数	採用 希望者数	採用時期 延期者数
一般職 (大卒)	行政	7. 8. 12	人 548(265)	人 235(132)	人 279(122)	人 24(9)	人 10(2)
	教養		85(46)	19(12)	50(26)	4(2)	12(6)
	計		633(311)	254(144)	329(148)	28(11)	22(8)
一般職 (高卒)	事務	7. 11. 18	156(90)	64(34)	91(55)	1(1)	
	技術		90(18)	36(6)	54(12)	0(0)	
	計		246(108)	100(40)	145(67)	1(1)	
税 務	税 務	7. 11. 18	91(33)	47(12)	42(21)	2(0)	
刑務官	刑務(A)	7. 11. 25	36(0)	29(0)	7(0)	0(0)	
	刑務(B)		8(8)	4(4)	4(4)	0(0)	
	刑務(A)社会人		4(0)	2(0)	0(0)	2(0)	
	刑務(B)社会人		2(2)	1(1)	0(0)	1(1)	
	刑務(A)武道		9(0)	8(0)	1(0)	0(0)	
	刑務(B)武道		1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	

- (注) 1 表中の各数値は、令和 8 年 3 月 31 日現在のものである。
 2 採用・内定者数には、試験に合格したことにより、配置換等の任用行為がなされた者を含む。
 3 () 内は、女性で内数である。

Ⅱ 研 修

人事院は、職員の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるとともに、国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員を育成し、併せて政府職員としての一体感を培うこと等を目的として、各種の研修の実施に努めている。

当事務局においては、東北管内の各府省の地方機関に勤務する職員を対象として、役職段階別研修、テーマ別研修等を実施している。

令和7年度の研修は、計10コース（12回）実施し、受講者は延べ546人であった。

1 研修実施概況

(1) 役職段階別研修

研修員の自己啓発、相互啓発を促すため、研修員の積極的な参加を前提とした討議方式のカリキュラムを中心に実施した。

ア 新採用職員研修

新たに採用された者に対し、国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚させるとともに、業務遂行上必要となる知識、技能、態度を養成し、併せて政府職員としての一体感を培うことを目的として、対面とオンラインのハイブリッド方式により実施した。

実施日	参加者数
7.4.8～4.9	108人

イ 中堅係員研修

職務の遂行に必要な知識、技能、態度及び広範な行政的視野並びに社会的識見を付与し、地方機関における行政運営の中核となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.6.18～6.20	53人
7.10.1～10.3	53人

ウ 係長級研修

職務の遂行に必要な幅広い知識、教養及び広範な行政的視野、管理能力並びに社会的識見を付与し、将来、地方機関における中堅幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.9.10～9.12	45人
7.12.9～12.11	36人

エ 課長補佐級研修

管理者としての職務の遂行に必要な広範な行政的識見を更に深めさせ、管理能力を一層充実させることにより、地方機関における幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的として実施した。

実施日	参加者数
8.1.14～1.16	36人

オ 課長級研修

管理者としての職務の遂行に必要な広範な行政的識見を更に深めさせ、高度の管理能力を一層充実させることにより、地方機関における上級幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培うことを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.11.11～11.12	38人 (うち民間企業11人)

役職段階別研修実施風景

(討議風景：係長級研修)

(演習風景：中堅係員研修)



(2) テーマ別研修

公務における人材育成のため、必要な知識及び能力の向上を図り、テーマごとに次に掲げる研修を実施した。

ア 女性職員のためのキャリア支援研修

女性職員の主体的・積極的なキャリア形成を支援するため、キャリア形成に関する知識の付与や相互啓発等による業務遂行能力の伸長、マネジメント能力開発、府省を越えた人的ネットワーク形成の機会等を提供することを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.5.21～5.23	38人

イ キャリア支援研修20

一定期間の勤務経験を有する若手職員に対し、働くことへの価値観や理想の働き方について改めて考え、自らの将来像を鮮明化させる機会を付与することを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.8.27	29人

ウ キャリア支援研修30

一定程度の勤務経験を積んだ職員に対し、自身の今後のキャリアを明確にし、そこへ近づくための具体的な行動内容を自己決定するための考え方や手法を習得させることを目的として実施した。

実施日	参加者数
7.8.28	32人

エ メンター養成研修

メンター（仕事上での行動や考え方について基本・手本となる人）に必要な基本的な知識、意識、コミュニケーションスキルを習得させ、併せてメンターの風土を職場内に醸成させることを目的として、オンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
8.2.12	45人

テーマ別研修実施風景

(討議風景：キャリア支援研修 20)



(3) その他の研修

マネジメント能力向上研修

職場の第一線のリーダーとして必要となるマネジメント能力について、振り返る機会を付与するとともに、マネジメントに係る基礎的な知識の修得及び実践的な能力の向上を図ることを目的として、オンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
7.7.28	44人

2 地方機関職員研修連絡会議

当該年度に当事務局が実施した研修の報告及び翌年度の研修計画の策定に向け、各機関の研修担当者と意見交換を行うことを目的とした会議を、オンライン方式により実施した。

実施日	参加機関数
8.3.10	37機関

Ⅲ 給 与

人事院は、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として、国会及び内閣に対し職員の給与についての報告及び給与の改定に関する勧告を行っている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払の監理等を行っている。

当事務局においては、公務員給与及び民間給与の実態等の調査を実施するとともに、給与制度の適正な運用を図るため、管内各機関を対象に各種説明会及び給与簿監査を実施し、併せて日常の質疑照会等に対する回答を通じ、給与実務の指導等を行っている。

1 給与勧告制度

人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の4月分の給与を精確に把握し、単純な平均値の比較ではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行い、国家公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

また、特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに国家公務員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

(1) 職種別民間給与実態調査

適正な公務員給与を決定するための基礎資料を得ることを目的として、全国の11,865事業所を対象として調査を行った。

管内における調査対象事業所について、各県及び仙台市の人事委員会と共同で調査を実施した。当事務局においては、64事業所を担当した。

(2) 人事院勧告等

人事院は、令和7年8月7日に国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。

勧告では、令和6年に引き続き月例給及び特別給の引上げを行うこととした。

2 給与制度説明会

(1) 給与実務担当者（制度・事例）研修会

給与制度全般についての理解を深め、給与実務の円滑な遂行及び適正な運用を確保することを目的として、同制度の実務担当者のうち原則として実務経験が1年未満の者を対象に、実務に必要な制度全般について講義を行うとともに、基本的な事例の検討を行う研修会をハイブリッド方式により実施した。

実施内容	実施日	参加者数
諸手当、給与の支給関係	7.8.20～8.22	110機関 193人

俸給決定関係	7.9.18～9.19	51機関	78人
--------	-------------	------	-----

(2) 手当制度説明会

各機関の給与簿監査等で多く見受けられた手当の認定や給与の支給等の誤り事例について周知し、誤りを減少させることを目的として、管内各機関で手当の認定等を担当する職員を対象に、制度の考え方や誤りを防ぐポイント等に関する説明会をオンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
8.2.26	122機関 254人

3 給与簿監査

給与簿監査は、国家公務員法第69条の規定に基づき、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して支給されることを確保する目的で実施し、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行っている。

令和7年度の監査は、50機関を対象として、①俸給の決定関係、②諸手当の認定関係、③給与の支給関係の各項目について実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

IV 生涯設計

人事院では、本格的な高齢社会の進展に対応し、定年制度や再任用制度の円滑な実施、職員の退職後の生涯設計に必要な情報の提供等の施策を進めており、当事務局においては、管内各機関の職員を対象として再任用制度や公的年金制度などに関する情報の提供等を行っている。

1 生涯設計セミナー

(1) 生涯設計セミナー40

職業キャリア、家庭経済及び健康管理に関する知識等を付与し、今後の職業生活及び個人生活の両面における疑問や不安の解消を図り、やりがいを持って職務に精励できる環境を整備することを目的として、職業生活及び人生の折返し点となる40歳台の職員を対象としたセミナーを実施した。

実施日	参加者数	会場
7.11.28	16機関 20人	仙台第2合同庁舎

(2) 生涯設計セミナー50

定年の引上げや公的年金制度などの知識や情報を付与するなど生涯設計を考える機会を提供することにより、職員の定年退職後の生活の疑問や不安の解消を図り、職務に専念させることを目的として、定年退職を控えた50歳台の職員を対象としたセミナーを実施した。

実施日	参加者数	会場
8.1.22～1.23	29機関 39名	仙台第2合同庁舎
8.2.12～2.13	20機関 31名	

生涯設計セミナー50実施風景

(班別討議風景)



(特別講演風景)



V 勤務時間、健康安全、災害補償

職員の勤務時間・休暇等は職員の基本的な勤務条件であり、国家公務員法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律により具体的事項が定められている。

また、職員の健康の保持増進及び職場の安全確保のほか、仕事と家庭の両立支援など職員の福祉の向上を図る観点から、健康安全、育児休業及び災害補償等についての基準を定めるとともに、各機関の指導・調整を実施している。

当事務局においては、これらの諸制度の周知徹底と適正な運用を図るため、各種研修会等の開催及び調査・監査を実施し、併せて日常の質疑応答等に対する回答を通じ、必要な指導等を行っている。

1 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

(1) 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

勤務時間・休暇制度等運用状況調査は、勤務時間・休暇制度等の遵守状況を確認し、必要に応じて指導を行うとともに、各機関から意見を聴取し、今後の勤務時間・休暇制度等に係る施策の検討に活用することを目的として実施している。

令和7年度の調査は、5機関を対象として、勤務時間の割振り、超過勤務、休暇、育児休業等の各項目について実施し、そのうち超過勤務の調査においては、在庁時間の記録と超過勤務等命令簿との突合調査を行った。

調査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

(2) 勤務時間・休暇制度等説明会

各機関の勤務時間・休暇制度等運用状況調査で多く見受けられた勤務時間や休暇の運用に係る誤り事例について周知し、各機関における実務の円滑な遂行及び適正な運用を確保することを目的として、管内各機関で勤務時間等を担当する職員を対象に、制度の考え方や誤りを防ぐポイント等に関する説明会をオンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
7.7.29	109機関 266人

2 健康安全

(1) 健康安全管理状況監査

健康安全管理状況監査は、国家公務員法第71条第2項及び人事院規則10-4第2条に基づき、各機関における職員の保健及び安全保持に関する実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときは、その是正の指示その他必要な指導等を行うことにより、職員の保健及び安全保持が法令に適合して行われることを確保することを目的として実施している。

令和7年度の監査は、5機関を対象として健康安全管理体制の整備状況、健康安全管理基準、放射線障害防止基準、女子・年少職員の健康安全管理基準及び船員の健康安全管理基準等の各項目について実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

(2) 安全対策講習会

各機関の安全管理者、安全管理担当者等を対象に、国家公務員安全週間に合わせ、安全に関する情報を提供することにより、各機関における安全管理に関する意識の向上と安全管理体制を充実させることを目的とする講習会を動画配信及び資料配布により実施した。

実施日	参加者数
7. 7. 16～7. 31	87機関 127人

(3) 介護に関するセミナー

各機関の人事及び総務担当者並びに受講を希望する職員等を対象に、介護に関する介護保険の仕組みや国家公務員の両立支援制度、実際に介護事由が生じた場合の職員や管理職の対応方法などについて、仕事と介護の適切な両立を推進することを目的として実施した。

令和7年度は、オンライン方式により実施し、グループワークを交えながら、「仕事と介護の両立」をテーマに外部講師による講演を行った。

実施日	参加者数
8. 1. 30	33機関 45人

(4) こころの健康相談室

東北管内に勤務する一般職の国家公務員やその家族、各機関の健康管理者、健康管理担当者、管理監督者等を対象に、「こころの健康相談室」を開設し、専門の相談医が心の健康に関する幅広い相談に対応し、助言等を行っている。令和7年度は延べ5件の相談があった。

(5) こころの健康にかかる職場復帰相談室

精神及び行動の障害による長期病休者の職場復帰、再発予防等に関し、専門的立場から助言、指導を得ることができるよう、人事院において精神科等の医師を確保し、各機関がその医師を健康管理医として委嘱することにより、各機関の心の健康づくり施策の推進に資するものとして、「こころの健康にかかる職場復帰相談室」を設け、相談に対応している。令和7年度は1件の相談があった。

3 ハラスメント防止対策

(1) ハラスメント防止に関する管区機関等連絡会議

ハラスメントの防止及び排除並びに被害者救済などに関し、各機関担当者の認識を深め、公務におけるハラスメントの防止に関する施策の充実を図ることを目的として、管区機関、府県単位機関及び出先機関等の防止対策を担当する課長等を対象とした会議をオンライン方式により実施した。

同会議では、令和6年度におけるハラスメントの相談を含む苦情相談の概要及び苦情相談の今後の取組等についての説明を行うとともに、意見交換の場を設けた。

実施日	参加者数
7.11.26	26機関 27人

(2) ハラスメント相談員セミナー

ハラスメントの相談員の意識を向上させ、公務におけるハラスメントの苦情相談に関する施策の充実を図ることを目的として、各機関において職員からハラスメントの相談を受ける職員を対象としたセミナーを実施した。

同セミナーでは、公務における苦情相談の概要についての説明を行うとともに、カウンセラーの講師によるロールプレイを交えた講演を実施した。

実施日	参加者数	会場
7.11.25	28機関 33人	仙台第2合同庁舎

ハラスメント相談員セミナー実施風景

(ロールプレイ風景)



(3) ハラスメント防止講演会

各機関の管理監督者、人事担当者及び一般職員を対象に、ハラスメントの防止等に関する啓発、助言及び情報の提供等を行い、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮に資することを目的として、講演会を実施した。令和7年度は、オンライン方式により実施し、「ハラスメントのない職場を目指して」と題し、弁護士による講演を行った。

実施日	参加者数
7.11.26	45機関 69人

4 災害補償実施状況監査

災害補償実施状況監査は、国家公務員災害補償法第2条及び第3条第4項並びに人事院規則16-0第4条及び同16-3第3条に基づき、各実施機関が行う補償及び福祉事業の実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときは、その是正の指示その他必要な指導等を行うことにより、各実施機関における迅速かつ公正な補償の実施と適正な福祉事業の実施の確保を図ることを目的として実施している。

令和7年度の監査は、1機関を対象として公務上又は通勤による災害の認定、平均給与額の計算、各種補償の実施、各種福祉事業の実施、補償及び福祉事業の実施手続等の各項目について実施し、必要な指導を行った。

VI 服務、倫理

職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものとされるとともに、服務上各種の制限を課されている。また、服務規律の保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

また、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、国家公務員倫理法が制定されている。

当事務局においては、これらの制度の理解と運用の適正化を図るため、日常の質疑照会等に対する回答を通じ、指導・助言を行っている。

1 服務制度等説明会

各機関の服務制度担当者を対象に、服務、懲戒の各制度の理解を深め、服務関係業務の適正、適切な運用を確保することを目的として、資料配付を行い周知した。

VII 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国家公務員法の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができる。とされている。

法律で定める要件を満たした職員団体は、人事院に登録を申請することができ、登録された職員団体は、当局との交渉及び法人格の取得等について所定の取扱いを受けることができる。とされている。

当事務局では、職員団体の登録事務を行うほか、職員団体からの勤務条件改善申入れについて会見を行い、その意見、要望等を聴取している。

1 職員団体の登録

管内の職員団体の登録状況は、新規登録が2件、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録が31件、抹消登録が6件であった。

2 職員団体との会見

職員の勤務条件に関し、職員団体と会見を行うことを通じて、意見・要望等を聴き、施策に反映させることとしている。令和7年度は人事院勧告期、級別定数改定期及び春季統一要求期に管内の職員団体からの申入れを受けて、9団体と14回の会見を行った。

3 人事院勧告等説明会

管内の職員団体を対象に、令和7年8月7日に国会及び内閣に対して行った一般職の職員の給与等についての報告及び勧告について、その趣旨及び内容の周知を図るため、説明会を実施した。

実施日	参加者数	会場
7.8.8	職員団体 7団体 8人	仙台第2合同庁舎

4 職員団体制度説明会

各機関の職員団体制度担当者を対象に、職員団体制度の理解を深め、職員団体関係業務の適正、適切な運用を確保することを目的として、資料配付を行い周知した。

VIII 公平審査

1 公平審査

公平審査には、懲戒処分、分限処分など不利益処分についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立ての仕組みがある。

当事務局においては、これらの審査請求等があった場合、法律等に定められた手続に従い受付を行うほか、事案審理の業務を本院と分担し実施している。

(1) 不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正又は取消しの判定を行うものである。

令和7年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは1件、前年度から繰り越されたもの1件が係属し、その処理状況は、判定を行ったものが2件となった。

(2) 勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たること、職員が勤務条件の改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。

令和7年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは2件であり、その処理状況は、2件が次年度に繰り越された。

(3) 災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

令和7年度の管内に係る事案については、前年度から繰り越されたもの1件が係属し、その処理状況は、判定を行ったものが1件となった。

(4) 給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものである。

令和7年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは3件であり、その処理状況は、3件が次年度に繰り越された。

2 苦情相談

(1) 苦情相談件数

職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その内容に応じた制度の説明や助言を行うとともに、必要に応じて事実関係等について調査等の対応を求めるなどの方法により適切な解決を図っている。

令和7年度に当事務局に寄せられた苦情相談件数は23件であった。

(2) 苦情相談に関する管区機関等連絡会議

各機関と人事院との連携、協力体制の充実を図り、各機関における苦情相談体制の整備に寄与することを目的として、管区機関、府県単位機関及び出先機関等の苦情相談業務を担当する課長を対象とした会議をオンライン方式により実施した（V3(1)の会議と合わせて実施）。

同会議では、令和6年度における苦情相談の概要及び苦情相談の今後の取組等についての説明を行うとともに、意見交換の場を設けた。

実施日	参加者数
7.11.26	26機関 27人

(3) 苦情相談員セミナー

苦情相談員としての意識を向上させ、公務における苦情相談に関する施策の充実を図ること及び各機関において苦情相談業務（セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する苦情相談を含む。）を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を図ることを目的として、各機関において職員からの苦情相談を受ける職員を対象とした研修を実施した（V3(2)のセミナーと合わせて実施）。

同研修では、公務における苦情相談の概要についての説明を行うとともに、カウンセラーの講師によるロールプレイを交えた講演を実施した。

実施日	参加者数	会場
7.11.25	28機関 33人	仙台第2合同庁舎

IX 各界との意見交換等

当事務局では、人事行政を適正に運営していくため、各方面に公務員や公務員制度に対する率直な意見を聴取するとともに、公務への理解と信頼を得ることを目的として各界の有識者、企業経営者等と幅広く意見交換を行っている。

また、東北管内の管区機関との意見交換なども通じ、人事行政の円滑かつ適正な運営を図っているところである。

1 公務員問題懇話会

人事院は、経済界、言論界、学界、労働界等の各地域の様々な分野の有識者に国家公務員の制度を説明し、理解を得るとともに、国家公務員の人事行政をめぐる諸問題について率直な意見を伺うことを目的として、毎年、公務員問題懇話会を開催している。

東北管内においては、6月24日に岩手県盛岡市で開催し、人事院人事官をはじめ幹部職員が出席し、人材の確保・育成や勤務環境の整備、適正な国家公務員給与の確保、人材マネジメントにおけるデータ活用などについて幅広く意見交換を行った。

なお、公務員問題懇話会は、盛岡市のほか、兵庫県神戸市、熊本県熊本市でも開催した。

(懇話会の様子)



出席者 (五十音順(敬称略))

石塚 恭路 岩手県経営者協会会長
株式会社北日本銀行代表取締役頭取
海妻 径子 岩手大学副学長
佐々木 正 日本労働組合総連合会岩手県連合会副会長
東海林智恵 東海林法律事務所弁護士
福士千恵子 株式会社テレビ岩手代表取締役社長
谷村 広和 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

(人事院) 伊藤人事官、人材局審議官、
職員福祉局職員福祉課長、東北事務局長

2 企業経営者等との意見交換

東北管内の各地域における経営環境、春季賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等に関する意見を企業経営者や報道関係者から聴取するとともに、公務員制度や公務員給与について理解を得ることを目的に、八戸市、花巻市、仙台市及び福島市の4都市において、企業経営者6人、報道機関関係者2人を個別に訪問して意見交換を行った。

3 各府省管区機関等からの要望等

東北管内の管区機関から、給与、勤務条件等の人事管理制度に関する意見・要望を聴取し、その内容を本院に伝えている。

令和7年度は、計7件の意見・要望を受けた。

4 東北地区人事担当課長会議

東北管内の管区機関の人事担当課長を対象に、各機関との連絡・協力を密にし、人事行政全般の円滑な運営を図ることを目的として人事担当課長会議を書面にて開催した。

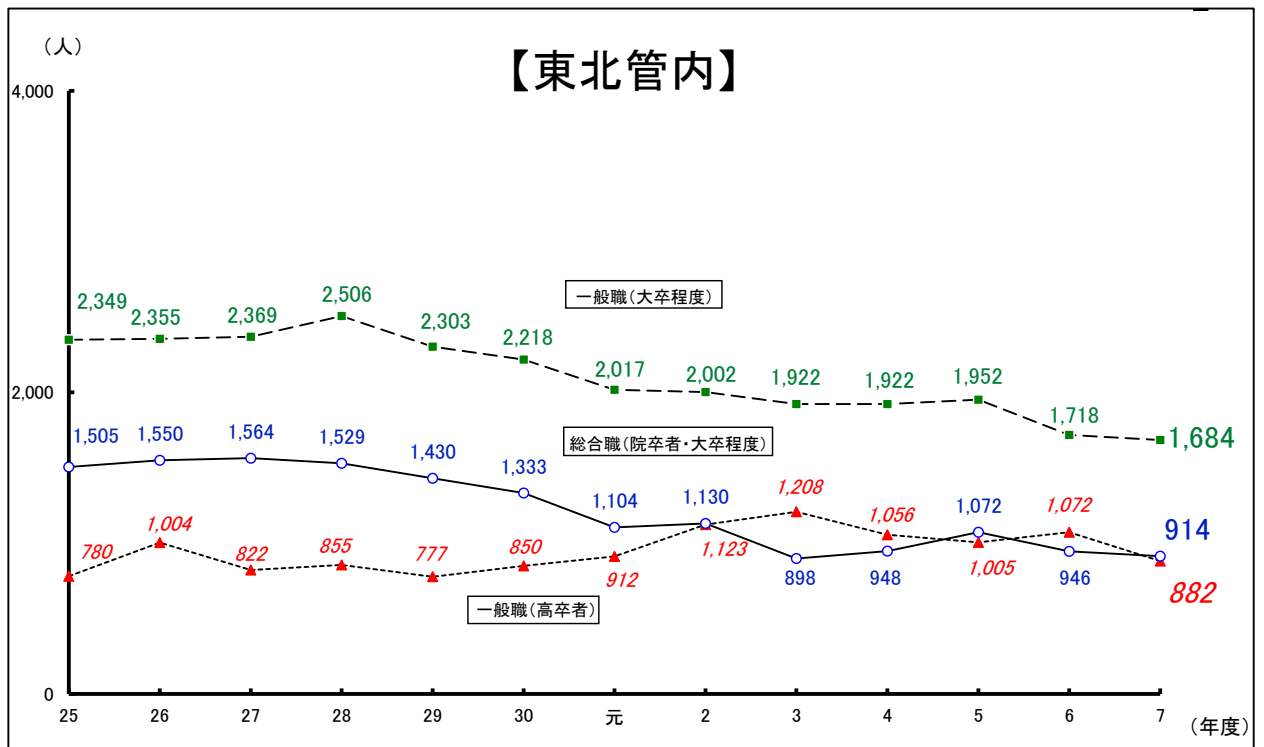
会議は、当事務局の令和6年度業務の実施状況及び令和7年度実施計画資料について、資料により説明を行った。

開催日	参加者数	開催方法
7. 4. 30	25機関	書面開催

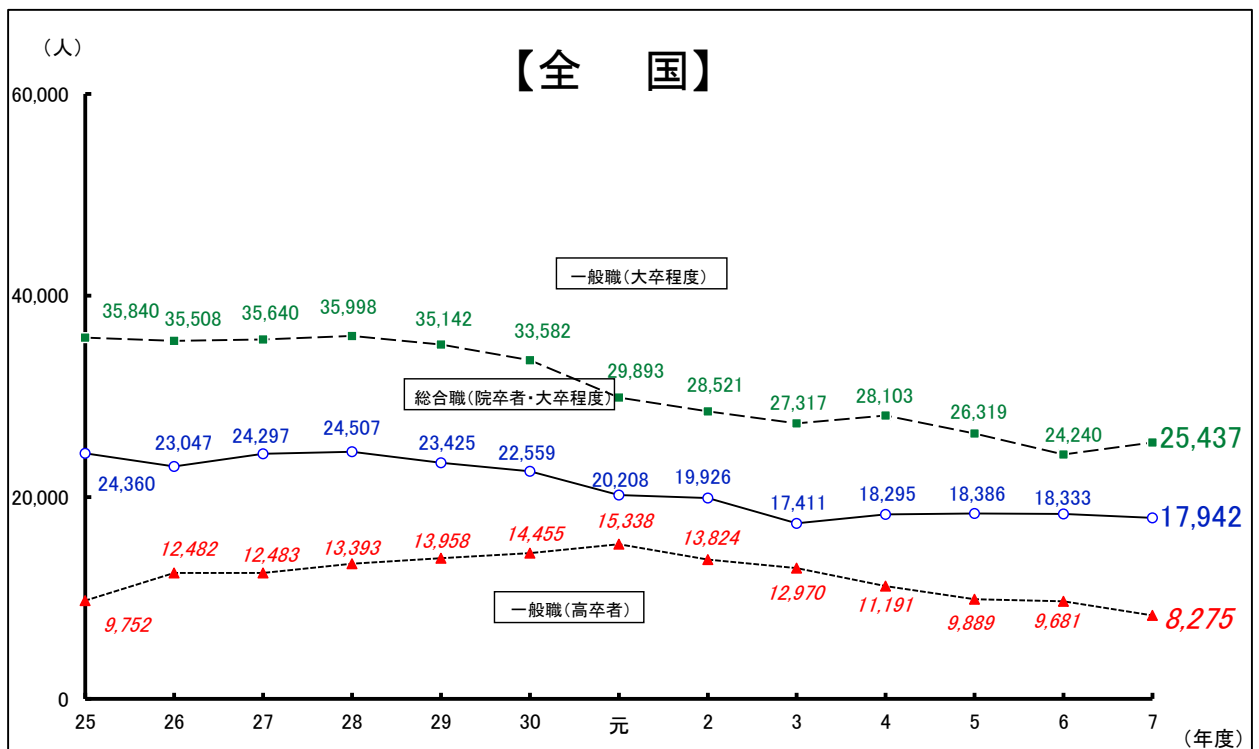
参 考 資 料

- 【参考資料1】 国家公務員採用試験申込者数の推移
- 【参考資料2】 令和7年度国家公務員採用試験実施結果
- 【参考資料3】 人事院の機構図
- 【参考資料4】 東北事務局の組織及び事務分掌

国家公務員採用試験申込者数(総合職・一般職(大卒程度・高卒者))の推移



(注) 1 総合職試験は、東北管内の第1次試験地における申込者数である。
 なお、令和5年度より、総合職試験(大卒程度試験)教養区分の東北管内第1次試験地での申込者数も含まれる。
 2 一般職(大卒程度)試験・一般職(高卒者)試験の数は東北地域での採用を希望する申込者数であり、
 また、全国区分である技術系及び農学系の区分の東北管内の第1次試験地における申込者数も含まれる。



令和7年度 国家公務員採用試験実施結果

試験の程度	試験の種類	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格者発表日	東北管内		全国				
						申込者数	最終合格者数	申込者数(A)	最終合格者数(B)	競争倍率(A/B)		
大学(大学院)卒業程度	総合職試験(院卒者試験)	2.3～2.25	3.16	4.13(筆記) 5.7～5.16	5.30	86	44	1,288	640	2.0		
	総合職試験(大卒程度試験(教養区分を除く。))			4.13(筆記) 4.21～5.16		661	59	10,740	1,153	9.3		
	総合職試験(大卒程度試験(教養区分))	8.1～8.25	10.5	11.22・11.23 又は 11.29・11.30	12.18	167	14	5,914	426	13.9		
	一般職試験(大卒程度試験)*	2.20～3.24	5.25	6.1	7.9～7.25	8.12	1,684	739	25,437	8,815	2.9	
	皇宮護衛官(大卒程度試験)			7.8～7.15	16	2	590	46	12.8			
	法務省専門職員(人間科学)			7.4～7.9	134	43	1,790	422	4.2			
	財務専門官			7.1～7.4	127	50	1,863	569	3.3			
	国税専門官			6.23～7.4	483	149	10,512	3,394	3.1			
	食品衛生監視員			7.8～7.15			329	36	9.1			
	労働基準監督官			7.8～7.11	201	42	2,305	402	5.7			
	航空管制官			7.2 ※8.21・8.22	9.24	13	2	765	132	5.8		
	海上保安官			7.8～7.15	8.12	13	4	472	75	6.3		
	経験者採用試験(7種類)			7.28～8.18	10.5	第2次試験日、第3次試験日及び最終合格者発表日は、試験の種類により異なる(11月上旬～12月下旬)		106	27	2,360	574	4.1
	小計						3,691	1,175	64,365	16,684	3.9	
高等学校卒業程度	一般職試験(高卒者試験)*			6.13～6.25	9.7	10.15～10.24	11.18	882	286	8,275	3,338	2.5
	一般職試験(社会人試験(係員級))*	2	2					232	44	5.3		
	税務職員*	275	91					3,551	1,329	2.7		
	皇宮護衛官(高卒程度試験)	7.11～7.24	9.28	9.28	10.27～10.31	11.25	13	0	250	16	15.6	
	刑務官*			9.21	10.23～10.29	11.25	159	60	3,107	900	3.5	
	入国警備官			10.27～10.31	49	17	1,187	244	4.9			
	航空保安大学校学生			11.17～11.20	9	5	387	112	3.5			
	海上保安学校学生(特別)	2.20～3.13	5.11	6.4～6.25	7.25	159	53	2,970	925	3.2		
	海上保安学校学生	7.11～7.24	9.28	10.21～10.30 ※12.6～12.16	11.25	80	23	2,003	534	3.8		
	海上保安大学校学生	8.21～9.8	10.25 10.26	12.12	2026.1.15	19	5	365	88	4.1		
	気象大学校学生					17	4	296	62	4.8		
	小計						1,664	546	22,623	7,592	3.0	
合計						5,355	1,721	86,988	24,276	3.6		

(注) 1 ※印は、航空管制官採用試験の第3次試験及び海上保安学校学生採用試験の航空課程第3次試験の日程を示す。

2 「試験の種類」欄の*印の付いた試験における「東北管内」欄の人数は、東北地域での採用を希望する者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む。)の数と、全国での採用である技術系及び農学系の区分において東北管内で受験を申し込んだ者の数の和である。

令和7年度 総合職試験及び一般職試験等の区別実施結果

○ 総合職試験(院卒者試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		申込者数		最終合格者数		競争倍率	
行政	21	(7)	13	(4)	248	(81)	148	(51)	1.7	
人間科学	11	(8)	3	(2)	130	(91)	65	(50)	2.0	
デジタル	5	(0)	2	(0)	63	(18)	14	(4)	4.5	
工学	17	(3)	6	(2)	240	(44)	98	(16)	2.4	
数理学・物理・地球科学	5	(1)	1	(0)	124	(20)	52	(3)	2.4	
化学・生物・薬学	9	(2)	5	(2)	240	(99)	120	(55)	2.0	
農業科学・水産	11	(4)	10	(3)	138	(46)	74	(26)	1.9	
農業農村工学	0	(0)	0	(0)	17	(2)	10	(1)	1.7	
森林・自然環境	7	(1)	4	(1)	82	(25)	54	(21)	1.5	
計	86	(26)	44	(14)	1,282	(426)	635	(227)	2.0	

(注) ()内は女性の内数。以下の表についても同じ。

○ 総合職試験(大卒程度試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		申込者数		最終合格者数		競争倍率	
政治・国際・人文	58	(22)	2	(0)	1,674	(752)	180	(70)	9.3	
法律	392	(207)	16	(8)	6,063	(3,026)	271	(95)	22.4	
経済	53	(14)	5	(2)	984	(364)	120	(35)	8.2	
人間科学	22	(16)	4	(2)	236	(176)	48	(43)	4.9	
デジタル	5	(2)	0	(0)	135	(33)	33	(6)	4.1	
工学	42	(6)	8	(0)	695	(148)	195	(33)	3.6	
数理学・物理・地球科学	18	(5)	6	(1)	141	(32)	43	(7)	3.3	
化学・生物・薬学	19	(13)	1	(1)	260	(128)	44	(14)	5.9	
農業科学・水産	32	(18)	9	(3)	309	(142)	119	(54)	2.6	
農業農村工学	11	(5)	7	(2)	86	(31)	39	(14)	2.2	
森林・自然環境	9	(4)	1	(0)	157	(68)	61	(30)	2.6	
小計	661	(312)	59	(19)	10,740	(4,900)	1,153	(401)	9.3	
教養	167	(81)	14	(8)	5,914	(2,527)	426	(138)	13.9	
合計	828	(393)	73	(27)	16,654	(7,427)	1,579	(539)	10.5	

○ 一般職試験(大卒程度試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		申込者数		最終合格者数		競争倍率	
行政	1,234	(573)	548	(265)	2.3	17,558	(8,083)	5,846	(2,874)	3.0
デジタル・電気・電子	20	(2)	9	(2)	361	(47)	140	(16)	2.6	
機械	12	(0)	10	(0)	159	(13)	75	(4)	2.1	
土木	45	(5)	19	(2)	579	(120)	231	(60)	2.5	
建築	9	(4)	3	(1)	128	(56)	35	(15)	3.7	
物理	21	(5)	11	(4)	241	(64)	115	(28)	2.1	
化学	27	(15)	10	(4)	388	(183)	161	(75)	2.4	
農学	64	(37)	28	(14)	603	(291)	271	(120)	2.2	
農業農村工学	15	(4)	4	(1)	117	(34)	39	(10)	3.0	
林学	25	(9)	12	(7)	320	(122)	139	(49)	2.3	
教養	212	(96)	85	(46)	2.5	4,983	(2,325)	1,763	(901)	2.8
計	1,684	(750)	739	(346)	25,437	(11,338)	8,815	(4,152)	2.9	

(注) 東北管内の「行政」及び「教養」区分欄は、東北地域での採用を希望する者の人数である。

○ 一般職試験(高卒者試験)

(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全 国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
事 務	675	(316)	156	(90)	4.3	6,847	(2,832)	2,485	(1,188)	2.8
技 術	145	(23)	90	(18)	1.6	1,010	(167)	615	(109)	1.6
農 業										
農業土木	31	(2)	15	(2)		284	(30)	155	(16)	1.8
林 業	31	(3)	25	(2)		134	(22)	83	(15)	1.6
計	882	(344)	286	(112)		8,275	(3,051)	3,338	(1,328)	2.5

- (注) 1 東北管内の「事務」区分及び「技術」区分は、東北地域での採用を希望する者の人数である。
 2 「農業」区分は休止中である。
 3 「農業土木」区分及び「林業」区分は全国での採用である。

○ 一般職試験(社会人試験(係員級))

(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全 国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
事 務										
技 術						186	(42)	35	(6)	5.3
農 業										
農業土木	2	(1)	2	(1)		46	(24)	9	(5)	5.1
林 業										
計	2	(1)	2	(1)		232	(66)	44	(11)	5.3

- (注) 1 「事務」区分、「農業」区分及び「林業」区分は休止中である。
 2 「技術」区分は、東北及び九州地域は休止中である。
 3 「農業土木」区分は、全国での採用である。

○ 税務職員採用試験(一般職試験(高卒者試験)と同時に実施されるもの)

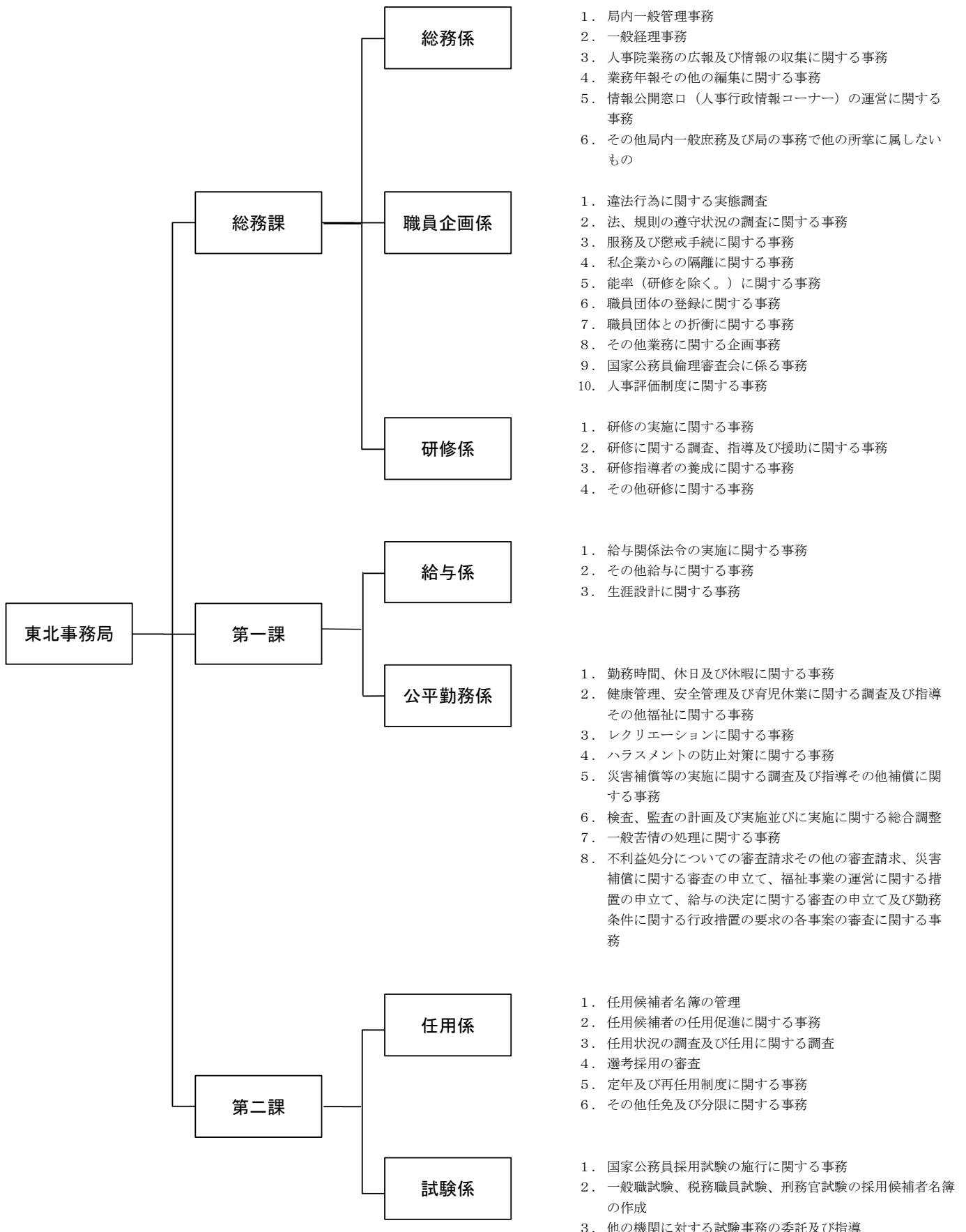
(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全 国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
税 務	275	(100)	91	(33)	3.0	3,551	(1,174)	1,329	(550)	2.7

- (注) 東北管内の欄は、東北地域での採用を希望する者の人数である。

東北事務局の組織及び事務分掌

令和8年4月1日現在





人事院東北事務局

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
仙台第2合同庁舎 5階

電 話	総務課	(022) 221-2001
	第一課	221-2002
	第二課	221-2022
F A X		(022) 267-5315